

**規制改革会議
投資促進等WG資料
(経済産業省追加資料)**

**平成27年10月2日(金)
経済産業省**

材料リサイクルとケミカルリサイクル

- 材料リサイクルとケミカルリサイクルは、循環型社会形成推進基本法では「再生利用」、容器包装リサイクル法では「再商品化」として、同等に位置付けられている。

循環型社会形成推進基本法

